

後期高齢者医療制度

被保険者証の更新と自己負担割合を再判定

75歳以上の方などが加入する後期高齢者医療制度の被保険者証の有効期限は7月31日(火)です。新しい被保険者証(水色)は、7月下旬までに転送不要の簡易書留で郵送します。

例年、被保険者証の有効期間は2年間ですが、マイナンバー法などの一部改正法施行に伴い、今回送付する被保険者証の有効期限は令和7年7月31日までとなります。

また、自己負担割合の判定について詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市
ホームページ

担当 保険年金課 ☎046(252)7213 (FAX)046(252)7043

一部の衣類が「布の日」に出せるようになりました

今まで「燃やすごみ」で処分することとなっていた、一部の衣類が「布の日」に出せるようになりました。皆さんが分別して出した衣類は、古着としてリユースや、繊維としてリサイクルしています。

布の日に出せるようになったもの

- ダウンジャケット
- 毛皮・ファー付きコート
- 革ジャケット、革パンツ
- 綿入りの服
- ストッキング
- レースのカーテン



※汚れのひどいものは「燃やすごみ」の日に出してください。

※ぬれると再利用できないので、雨の日には出さないでください。

担当 リユース推進課 ☎046(252)7560 (FAX)046(252)7616

最近の消費生活相談事例

心当たりのない高額当選のメッセージや、必ず利益の出る投資の話は無視しましょう

【事例】

- スマートフォンのショートメッセージに「高額当選した」という通知が届き、当選金を受け取るための手続きとしてさまざまな費用を請求され、電子マネーで支払ったが、いつまでも当選金が振り込まれない。
- 「投資で必ず高額な利益が得られる方法を教える」という広告をみて、情報料として個人名義の口座に費用を支払ったが、相手と連絡が取れなくなった。

【アドバイス】

- 申し込んでいないのに、宝くじや懸賞に当選することはありません。大金が当選したという電子メールやショートメッセージが来ても、うのみにせず、すぐに削除し相手には絶対に連絡しないようにしましょう
- 「当選金を受け取るため」「増えた利益を引き出すため」などと言ってお金を請求されたら、詐欺です。後で元が取れるなどと思わず、絶対にお金を支払わないでください。支払ってしまうと、取り戻すことは困難です
- 宝くじの当選番号が事前に分かることはありません。また必ず利益が出る投資方法はありません
- 身近な人に変わった様子がないか日ごろから気を配りましょう

ご利用ください座間市消費生活センター

消費生活センターでは、専門の資格を持つ相談員が、商品やサービスの苦情や事業者とのトラブルの相談、問い合わせなどを受け付け、問題解決のためのサポートをしています。

受付 月曜～金曜日9:30～12:00、13:00～16:00(年末年始、祝・休日を除く)

※偶数月の第2水曜日は午後のみ。

相談方法 電話で同センターへ(市役所1階市民広聴課)

専門電話 ☎046(252)8490(時間外☎188へ)

担当 市民広聴課 ☎046(252)8218 (FAX)046(252)0220

原爆写真パネル展

日時 8月1日(木)～15日(土)8:30～17:15(土曜・日曜日、祝・休日を除く)

※8月6日(火)・9日(金)・15日(土)12:30～14:30には語り部によるパネル解説。

場所 市役所1階市民サロン

担当 人権・男女共同参画課

☎046(252)8087 (FAX)046(252)0220



国民健康保険限度額適用認定証

入院や高額な外来診療がある場合に医療機関などの窓口で提示すると、1カ月の保険診療費が自己負担限度額までとなる「国民健康保険限度額適用認定証および国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」(以下、認定証)の有効期限は、7月31日(火)です。

8月1日(木)以降に利用できる新しい認定証の交付を希望する方は、改めて申請が必要です。有効期限が切れた認定証は、市役所1階保険年金課または各出張所(東出張所を除く)へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。

※新しい認定証の適用区分は、国民健康保険加入世帯員の所得で判定。

申請 8月1日(木)以降に有効期限の切れた認定証と保険証を直接担当へ

備考 マイナンバーカードを健康保険証として利用している方は、原則、申請不要ですが、次の点にご注意ください。

- マイナ受付を導入していない医療機関などでは利用できません。
- 直近12カ月の入院日数が90日を超える市民税非課税世帯の方が、入院時の食事療養費などの減額をさらに受ける場合は、申請が必要です。

担当 保険年金課 ☎046(252)7672 (FAX)046(252)7043

国民健康保険特定疾病療養受療証

慢性腎不全の認定を受け、人工透析の治療を受ける方へ「国民健康保険特定疾病療養受療証」(以下、療養受療証)を交付しています。70歳未満の方の療養受療証は、毎年8月に自己負担限度額の再判定を行った後に、該当者には8月1日(木)から有効となる療養受療証を送付します。有効期限が切れた療養受療証は、市役所1階保険年金課または各出張所(東出張所を除く)へ返却するか、細かく裁断して破棄してください。

担当 保険年金課 ☎046(252)7672 (FAX)046(252)7043

座間市技能功労者等表彰対象者の推薦

市内事業所に勤務する優良な技能者および従業員を表彰します。次に該当する方(いずれも令和6年9月1日時点)の推薦をお願いします。

【対象】

技能功労者

55歳以上の方で、技能職として同一職業に30年以上従事し、優れた技能を持ち、他の模範となり、後進の指導育成などによって業界の発展に尽くした方

優良技能者

技能職として同一職業に10年以上従事している方で、優れた技能を持ち、他の模範となっている方

優良従業員

勤続年数が10年以上の方で、人物、実績が優秀で他の模範となり、推薦者が表彰に値すると認める方(家族従業員を除く)

表彰式 11月3日(日)

推薦方法 市役所4階産業振興課、各出張所(東出張所を除く)、座間市商工会(座間2-2887-2)で配布する推薦調書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、8月1日(木)～30日(金)に事業主または団体の長が〒252-8566座間市役所産業振興課宛てに郵送(当日消印有効)または直接担当へ

担当 産業振興課 ☎046(252)7604 (FAX)046(255)3550

消防団第4分団第1部車両配属式を実施

6月8日に市消防本部で、消防団第4分団第1部に対し新車両の配属式を行いました。

今回配属した車両は最新の資器材を備え、操作も使いやすさに配慮したものとなっています。側面のシャッター中央には、団員が考案したデザインが描かれ、とび口と火消しの文字は「地元地域の安全安心を守る」という、団員同士の強い結束力を表しています。

旧車両は平成16年に配備されて約19年間、地元地域の防火・防災の要として役目を十分に果たし、歴代団員の熱い思いとともに新車両へと引き継がれました。

担当 警防課 ☎046(256)2412 (FAX)046(256)2215

